
令和6年度山口県障害者虐待防止・権利擁護研修 開催要項

医療機関、学校、幼稚園・保育所、放課後児童クラブ関係者、労働局コース

1 研修の概要・目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を理解するとともに、虐待を発生させる要因の理解や防止のための仕組みづくり等を学び、法の円滑施行を図ることを目的とする。

2 実施主体

山口県

3 実施機関

一般社団法人山口県社会福祉士会

4 受講対象者、定員、研修方法など

○ 対象者

医療機関、学校、幼稚園・保育所、放課後児童クラブの関係者、労働局で障害者虐待防止を中心的に推進すべき者

※障害者虐待防止の取り組みを中心的に推進すべき方々につきましては、少なくとも共通講義の視聴を推奨しております。

○ 定員

制限なし

○ 研修方法

オンデマンド講義（動画視聴）

○ 研修内容

別紙カリキュラムのとおり

5 受講料

無料

※オンデマンド講義に係る必要な通信機器及び通信環境並びに資料の印刷などの費用は自己負担となります。

6 受講に関する連絡方法

オンデマンド講義、資料のダウンロード URL など、本研修に関する連絡は、申し込みの際にご登録いただきましたメールアドレスにEメールにて行います。

※yamaguchi-kenriyogo@jeans.ocn.ne.jp より送信いたします。このメールを受信できるように、予めメールソフト、スマートフォンなどの設定を行ってください。

7 資料

(1) 本研修資料

各自でダウンロード、印刷してお手元にご準備ください。

(2) 参考資料

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」
(自治体向けマニュアル) (令和6年7月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282169.pdf>
- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
(施設・事業所従事者向けマニュアル) (令和6年7月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>
- (別冊) 職場内虐待防止研修用冊子
<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

8 申込方法・期限等

(1) 申込方法

掲載している二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスしてお申し込みください。※お預かりした個人情報は、本研修の運営目的以外では使用いたしません。

【申込フォーム URL】

<https://ws.formzu.net/dist/S8746400/>



(2) 申込期限

令和6年10月31日(木) 17時まで

9 集合研修(演習) ※希望者のみ受講可能

山口県では、医療機関、学校、幼稚園・保育所、放課後児童クラブ関係者、労働局を対象とした研修の他に、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の設置者・管理者・サービス管理責任者又はこれに準ずる従事する者を対象とした「管理者/虐待防止担当者コース」の研修も実施しております。

管理者・虐待防止担当者コースは、上記「4 研修内容」のオンデマンド講義を視聴した上で、集合研修(演習)に参加することとなります。集合研修は、希望者のみ受講可能です。必須ではありません。希望される方は、『10 問合せ先』へご連絡ください。

○ 研修内容

別紙カリキュラムのとおり

10 申込・問合せ先

山口県障害者権利擁護センター

〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内

TEL: 083-902-8300 FAX: 083-922-9915

メール: yamaguchi-kenriyogo@jeans.ocn.ne.jp

(別紙) 令和6年度山口県障害者虐待防止・権利擁護研修カリキュラム

■ オンデマンド講義

| 科目/講師 | 時間 | 内容 |
|---|-----|---|
| I 障害者虐待防止総論-成立までの経過、社会的意義 野澤和弘 氏 (植草学園大学) | 30分 | 障害者虐待防止総論/成立までの経過、社会的意義 |
| II 障害者虐待防止法の概要 関哉直人 氏 (弁護士) | 45分 | 「障害者虐待」の定義/障害者福祉施設従事者等による障害者虐待/虐待行為に対する刑事罰 |
| III 当事者の声 (調整中) | - | 当事者の気持ちを知ることによって障害者虐待防止・権利擁護の重要性を理解する。 |
| IV 性的虐待の防止と対応 堀江まゆみ 氏 (白梅学園大学) | 30分 | 性的虐待が起こる背景と通報における課題/性的虐待の事例と防止のための対応 |
| V 身体拘束の廃止に向けて 厚生労働省 | 30分 | 身体拘束の廃止に向けて/やむを得ず身体拘束を行うときの留意点 |
| VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～ 曾根直樹 氏 (日本社会事業大学) | 30分 | 通報義務/立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則/通報後の通報者の保護/虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解 |

| 科目/講師 | 時間 | 内容 |
|--|------------|--|
| I 法人・事業所の理念と管理者の役割 松上利男 氏 (社会福祉法人北摂杉の子会) | 30分 | 障害者虐待防止の意義、障害福祉サービス事業者としての使命、倫理・価値・権利擁護 |
| II-1 虐待を防止するための日常の取組について① 大平眞太郎 氏 (社会福祉法人グロー) | 30分 | 日々の事業所の支援の質の向上、情報共有や支援計画の見直し、コミュニケーション、運営オペレート |
| II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～ 仁田坂和夫 氏 (社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会) | 30分 | 身体拘束廃止に向けた取組、やむを得ず身体拘束を行った際の手続きや検討について |
| III 虐待が疑われる事案への対応 岩上洋一 氏 (社会福祉法人じりつ) | 30分 | 通報手順、事実確認から指導、処分までの流れ、事業所内の事実確認、事前準備等 |
| IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割 松崎貴之 氏 (厚生労働省 障害福祉課) | 30分 | 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割 |
| V 虐待防止委員会の実際の運営について 提中美穂 氏 (社会福祉法人虹の会) 加藤恵 氏 (半田市障がい者相談支援センター) | 15分 15分 | 虐待防止委員会の運営の実践報告を通して、その重要性の理解 |

※内容については、プログラムの一部、演題等が変更される場合もあります。

(以降、希望者のみ)

■集合研修（演習）

・研修方法：集合形式

・定員：1開催50名程度まで

※下記の①から⑤は、同じ内容です。希望する日時をお選びください。

ただし、定員の関係上、希望に添えない場合があることをご了承ください。

- ・開催日時：① 令和6年12月 3日（火） 9：30～15：45
② 令和6年12月 4日（水） 9：30～15：45
③ 令和6年12月12日（木） 9：30～15：45
④ 令和6年12月17日（火） 9：30～15：45
⑤ 令和6年12月20日（金） 9：30～15：45

・研修会場：セミナーパーク 大研修室(〒754-0893 山口市秋穂二島 1062)

| 時間 | 内容 |
|-------------|---|
| 9：00～ | 受付開始 |
| 9：30～15：35 | ① 虐待が疑われる事案への対応 ② 虐待防止委員会の活性化 ③ 身体拘束適正化委員会の運営 講師 岩武 毅 氏 (社会福祉法人 蓬莱会/統括施設長) 西村 友宏 氏 (社会福祉法人 蓬莱会 ゆうあい/業務管理課長) |
| 15：35～15：45 | 伝達研修の実施報告について |

※内容については、プログラムの一部、演題等が変更される場合もあります。